

山形市コミュニティファンド補助事業



Yamagata City
Community Fund

令和5年度

募集要項

団 体 補 助

山形市コミュニティファンド公式ホームページ
<https://www.yamagata-cf.jp>



山形市

はじめに

山形市コミュニティファンド（市民活動支援基金）は、みなさまからの善意による「寄附」を市民活動団体が行う公益的な活動への支援として結ぶ仕組みです。市民活動団体の継続的・自発的な活動を推進し市民の福祉の増進・向上を図るため、平成 20 年 4 月に設置しました。

この団体補助については、あらかじめ審査を経て山形市コミュニティファンドに登録された団体（以下「登録団体」という。）への支援を希望して寄せられた寄附金を活用して、登録団体が行う市民活動を支援します。

応募の対象となる団体

山形市コミュニティファンドに登録された団体で、かつ寄附者が団体を希望して行った寄附（以下「団体希望寄附」という）のあった登録団体とします。

補助対象事業（活動）の要件

募集する事業の要件として、下記の①～③の要件を満たす必要があります。

① 市民活動（※）であること

※市民活動とは … 特定非営利活動促進法第 2 条第 1 項に規定する活動

例：保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、観光、農山漁村又・中山間地域振興、学術・文化・芸術・スポーツ振興、環境保全、災害救援、地域安全、人権擁護・平和推進、国際協力、男女共同参画、子どもの健全育成、情報化、科学技術、経済活動、職業能力・雇用機会拡充、消費者保護、市民活動支援 の分野のいずれかに該当し、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として活動するもの。

② 「山形市発展計画 2025」の重点政策（※）のいずれかに関連すること

※山形市発展計画 2025 とは … 山形市の基本的な方針や重点政策を定める計画

重点政策：健康の保持・増進、健やかな子どもの育成、地域共生社会の実現、創造都市の推進、地域経済の活性化、山形ブランドの浸透と交流の拡大、都市の活動を支える基盤整備、環境保全、チャレンジできる環境の創出、広域連携の推進、協働の推進、行財政改革の推進、アフターコロナにおける地方創生の推進

③ 事業の効果が限定的ではないこと

【注意事項】

事業実施の際は、公衆衛生、事故防止、救護体制等、開催場所における安全管理には十分に留意してください。

実施事業（活動）の補助対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

※補助対象経費の総額については、2 月末で確定し、3 月 4 日（月）までに活動報告書（2）を見込額で記載の上提出してください。

補助金額

補助金額は、団体希望寄附の金額と申請額とを勘案し、山形市コミュニティファンド評議委員会における審査を経て決定します。

補助対象経費

補助対象経費は、事業に直接要する経費となります。

活動計画書(2)の支出の「費目」欄には以下の区分欄の費目を記入します。

区分	内容
人件費	市民活動に従事する職員の給与手当、臨時雇い賃金、社会保険料等 ※ただし、対象経費総額の額の 50 パーセントに相当する額を上限とします。
謝金等	外部の講師等に係る経費
旅費	市民活動に従事する職員及び外部講師等の交通費・宿泊費
印刷製本費	事業の募集案内、ポスター、パンフレット、各種資料等の印刷費
広告料	新聞・雑誌・インターネット等の広告掲載料等
消耗品・材料費	材料・消耗品等の購入費
通信運搬費	宅配、郵送料等
使用料・賃借料	施設・会議室等の使用料
機材・備品費	事業に必要不可欠なもの
保険料	ボランティア保険等
委託料	各種調査委託、ホームページ作成、デザイン費等の外部委託費 ※団体自ら行うことが困難な場合
その他	その他市民活動に直接不可欠な経費

応募方法

所定の用紙に必要事項を記入のうえ、山形市企画調整課の窓口へ直接ご持参ください。

(1) 募集期間

募集は年 3 回行いますので事業実施期間に合わせて応募してください。

※団体補助の補助金申請額総額が、予算額を上回った場合は、応募できない場合があります。

応募締切	審査（予定）	補助金の交付時期（予定）
4 月 2 8 日（金）	5 月 2 5 日（木）	6 月下旬
8 月 1 0 日（木）	9 月	1 0 月中旬
1 1 月 2 4 日（金）	1 2 月	1 月下旬

(2) 提出書類

- ① 支援申込書
- ② 活動計画書（１）交付申請に係る活動計画
- ③ 活動計画書（２）経費の内訳【収支予算書】
- ④ 他の補助金等に関する申告書
- ⑤ 添付書類
 - ㊦定款、規約又は会則（団体登録（更新）時から変更がある場合のみ）
 - ㊧直近の事業報告書・決算書
 - ㊨最新の役員名簿
 - ㊩その他団体の活動内容が分かる資料
（パンフレット、会報などの団体の資料等）

※①～④の様式については、山形市コミュニティファンドホームページ
（<https://www.yamagata-cf.jp>）からダウンロードできます。

※⑤の㊦㊧㊨㊩については A4 版とし、書式は自由です。また山形市認証の NPO 法人について㊦㊧㊨は提出不要です。㊩は原則、2 枚（両面刷りの場合は 1 枚）までです。

(3) 提出先

4 ページ参照。

(4) 注意事項

提出された書類や団体資料等は返却できません。必要な場合はコピー等の対応をお願いします。

審査方法

「山形市コミュニティファンド評議委員会」による選考会議を開催し、審査・選考を行い、その結果をもとに山形市長が補助対象事業を決定します。

交付申請及び補助金の交付

- ・補助事業に採択された団体については、すみやかに補助金交付申請を行ってください。
- ・補助金は銀行振込により交付します。補助金の交付申請までに、団体名義（任意団体の場合は、団体名を冠した代表者名義）の通帳をご用意ください。
- ・補助金は、原則概算払いにより交付し、補助事業終了後の実績報告を受けて精算します。

実績報告

対象となる事業が終了してから 30 日以内、又は令和 6 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに次の書類をご提出願います。（詳細は採択団体へお知らせします。）

（１）提出書類

- ①実績報告書
- ②活動報告書（１）交付申請に係る活動実績
- ③活動報告書（２）経費の内訳
- ④補助対象経費の支出が分かる帳簿等（領収書一覧、領収書）の写し
- ⑤成果物（チラシ、ポスター、写真等：原則 A4 版とし、書式は自由）

※必要に応じて補助事業の遂行状況や事業の成果について、現地調査を行います。

※補助事業の中止や適正に実施できない場合は補助金の一部または全額を返還していただきます。また、実績報告書等が提出されない場合も同様の扱いとなります。

情報公開・情報提供

この事業の「公正性」、「透明性」を確保するため、選考結果及び補助事業の成果等については、その都度、Web サイトなどにより公表します。

提出先・お問合せ先

山形市 企画調整部 企画調整課 協働推進係

〒 990-8540 山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号 4 階

TEL : 023-641-1212（内線 223）

FAX : 023-623-0703

E-Mail : kikaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

開庁時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日祝日を除く）

※申込書等は窓口へ直接ご持参ください。

※待ち時間の節約や担当者不在を避けるため、事前に電話で御予約をお願いします。

